

【掲載官報】

平成 22 年 8 月 25 日 本紙第 5383 号

【法令名】

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 8 月 25 日 政令第 189 号

【管轄省庁】

防衛省

【施行期日】

平成 22 年 8 月 25 日

【制定の根拠規定】

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 30 条及び第 99 条第 1 項

【法令のあらまし】

* 要旨

- 1 北海道での支庁制度改革による総合出先機関の名称変更に伴い、自衛隊地方協力本部の担当区域の表記を改める。

(第48条関係)

- 2 平成22年3月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を4,876万円とする。

(別表第12関係)

.....